

工事請負契約書に貼る印紙の軽減が5年間延長! 当事務所では印紙のお届け販売を致します。車やバイクの自賠責保険の加入手続きは、当事務所へ! 粗品(上質タオル)を差し上げます!



「事業主の皆さん、あなたの会社は希望者全員が65才まで働く事ができる制度になっていますか?...4月までに速やかな対応を!」との資料が厚労省・労働局からきています。高年齢者雇用安定法が改正され、規模や業種に関係なく定年の年齢を64才以下にしている企業で、一定の基準に該当する者のみを65才まで継続して雇用する制度を導入している場合は、就業

3月までの対応で12年間~65才雇用制度は従来どおり?

規則等の改正が必要です。つまり①定年年齢が65才以上②定年制がない③希望者全員を65才まで継続雇用する制度を導入済...の3つケースは今回関係ありません。法改正の理由は、4月から厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢が段階的に引き上げられ、無年金・無収入になる人が生じるからです。違反の企業名は公表されます。但し3月末までに一定の基準を定めれば、あと12年間は一部従来のやり方でOK。残された期間は2ヵ月だけです。早めの対応を!!



「市から災害復旧工事の主任技術者は特例で3ヵ月以上の雇用関係がなくてもOK...と言われたので、社保と11条の届出をすぐしてほしい」との連絡が県北の土木業者からありま

全国的な技5km以内、掛け持ちOK! 術者不足...

装で一般的な工事(特定の地域)については2つの現場(工事に一体性か連続性があり5km以内)の掛け持ちOK等が2月以降適用され、すでに契約済みの工事についても同じ...との取扱い

した。昨年6~7月の豪雨災害に伴う災害復旧に係る特例措置で①現行の「入札日以前に3ヵ月以上の雇用関係」が緩和され「契約日までに直接的な雇用関係でOK」になったからです。他にも②現場代理人や専任主任技術者の現場専任要件も「土木と舗

になりました。県も同様の措置を取っていますが、国は12年度の補整予算を円滑に執行するため、全国的に不足が心配される技術者対策として②の緩和措置を採用する方策を検討しています。



毎月の給与計算時に①建退共証紙購入と②証紙受払簿・手帳受払簿への記入をお忘れなく ★「弁護士・西馬、成功のヒント!」を毎週火曜日の夕方6:15、OBSラジオで放送中! ★